

福岡県介護保険広域連合通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）の事業の指定等並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるほか、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

- (1) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち緩和した基準によるものをいう。
- (2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定拒否）

第3条 法第115条の45の3第1項に規定する指定（以下、「指定事業者の指定」という。）については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の広域連合における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

2 通所型サービスAの事業を行う者（以下「事業者」という。）が広域連合に対する介護報酬返還金債務を負い、当該返還金を完済していない場合には、当該事業所を指定しない。

（指定の更新）

第4条 指定事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、通所介護相当サービス事業者（広域連合通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（以下

「広域連合通所介護相当サービス基準要綱」という。) 第2条第1項に規定する通所介護相当サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、通所介護相当サービスの指定の有効期間とする。

2 前項の更新があった場合において、同項の期間（以下、「指定の有効期間」という。）の満了日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

（事業の一般原則）

第5条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、広域連合、地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（基本方針）

第6条 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の員数）

第7条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 従事者 通所型サービスAの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に従事者（専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は通所介護相当サービス事業者（広域連合通所介護相当サ

サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「広域連合通所介護相当サービス基準要綱」という。）第2条第1項に規定する通所介護相当サービスの事業を行う者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスAと指定通所介護の利用者又は通所介護相当サービスの利用者。なお、当該事業者が指定地域密着型通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定地域密着型通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスAと指定地域密着型通所介護の利用者又は通所介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては利用者1人あたりに対して必要と認められる数

2 事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項第1号の従事者を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従事者として従事することができるものとする。

4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 事業者が指定通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都道府県の定める指定通所介護の事業の人員に関する基準又は広域連合通所介護相当サービス基準要綱の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第8条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる

ものとする。

(設備)

第9条 事業所は、サービスを提供するために必要な場所を有するほか、消火器並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていなければならない。

2 前項に規定するサービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 事業者が指定通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都道府県の定める指定通所介護の事業の設備の基準又は広域連合通所介護相当サービス基準要綱の設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。なお、事業者が指定地域密着型通所介護事業者又は通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定地域密着型通所介護の事業又は通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、広域連合の定める指定地域密着型通所介護の事業の設備の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第10条 広域連合通所介護相当サービス基準要綱第10条から第20条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。

(費用の額の算定)

第11条 通所型サービスAに要する費用の額の算定については、別表のとおりとする。

附 則 (平成27年3月30日告示第11号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月1日告示第83号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月13日告示第26号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

